

第 2 5 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 5月 8日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成26年度 子ども福祉課に対する開示請求

- (1) 開示請求書並びにそれに対する補正及び決定の文書
- (2) 児童相談所から入手した文書
- (3) 知的障害者更生相談所から入手した文書
- (4) 身体障害者更生相談所から入手した文書
- (5) 精神障害（者）の診断基準（各精神障害ごと、判定手続き、臨床記述を含む）
- (6) 厚生労働省へ発出した文書

2 同年 6月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表 1の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、別表 2の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年10月13日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、別表 2のとおり主張している。

また、弁明意見書においても同様の主張をしている。

第 4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号に該当しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 23 条は、職務関係者に対して、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮しなければならないことを規定している。

(2) 配偶者からの暴力等（以下「DV」という。）の被害者及び相談者（以下「相談者等」という。）の支援の事務又は事業にかかる情報には、DV 相談者等の相談内容や避難先に関する情報、具体的な支援に関する情報、支援者の組織や体制に関する情報等が含まれている。

(3) DV においては、加害者が DV 相談者等の情報を入手して DV 相談者等を探索することがあり、居所が加害者に明らかになった場合に、DV 相談者等は、加害者への恐怖心や加害者の探索から逃れるために、望まない転居を強いられることもある。

(4) 内閣府の調査によると、加害者等から暴力行為や脅迫を受けた支援者が少なからず存在していることが窺える。また、本市においては、支援者の氏名が加害者に知られ区役所へ押しかけられる事例が発生しているほか、他市町村においては、被害者側の弁護士が加害者から暴行を受け重傷を負う事例も報告されている。

(5) 内閣府作成の加害者対応マニュアルには、職員のリスクマネジメントの観点から職員の個人名を教えることについては慎重に検討を行う必要があり、加害者に対応する際には名札を外して対応することも検討すべきとの記載がある。

3 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

4 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会において本件行政文書の非公開情報を見分したところ、個人情報開示に係る請求者の住所、氏名、開示請求内容等、里親及び児童の氏名、住所等、母子生活支援施設の職員の氏名、年齢等、被措置児童等虐待事例における子どもの施設入所先、子ども、虐待者及び通報者の氏名、虐待の内容等（以下「本件個人情報」という。）が記載されている。

(3) 本件個人情報について

ア まず、本件個人情報が、プライバシー性の高い個人に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、本件個人情報のうち、個人情報開示に係る請求者の住所、氏名、開示請求内容等、里親及び児童の氏名、住所等、母子生活支援施設の職員の氏名、被措置児童等虐待事例における子ども、虐待者及び通報者の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であり、母子生活支援施設職員の年齢、最終学歴、被措置児童等虐待事例における子どもの施設入所先、虐待の内容等は、それ自体では特定の個人が識別される情報とは認められないが、施設利用者数や施設利用状況等と照合することにより、特定の個人を識別できると認められる。

ウ そして、本件個人情報は、児童虐待等に関する個別具体的な内容が記載されており、プライバシー性が高い情報といえ、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められるものである。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しないとするものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

(5) したがって、本件個人情報、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書に記載されている、法人の印影情報（以下「本件印影情報」という。）は、当該法人の代表者及び担当者印の印影であることから、当該法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件印影情報は、法人が事業活動を行う上での内部情報であり、これらを公開することにより当該法人の事業運営に支障をきたすおそれがあることが認められる。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないとするものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

(5) したがって、本件印影情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

6 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

(1) 本号は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会において本件行政文書の非公開情報を見分したところ、本件行政文書には、母子生活支援施設の夜間警備の内容、当該施設の入所状況に関する情報等（以下「本件公共安全情報」という。）が記載されている。

(3) 本件公共安全情報が公になると、母子生活支援施設の警備体制、当該施設の入所状況を明らかにすることとなり、当該施設へ侵入することが容易

になることが十分に考えられ、侵入者が施設利用者に危害を加える等、施設利用者の生命及び身体の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、いつ加害者が襲ってくるのかという不安に苛まれ、施設利用者や当該施設の職員等の平穏な生活に支障を及ぼすおそれもあると認められる。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当しないとす
るものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

(5) したがって、本件公共安全情報は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する
と認められる。

7 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生じる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会において本件行政文書の非公開情報を見分したところ、本市における女性福祉相談員の配置人員等の情報及び職員個人の電子メールアドレスに関する情報（以下「本件行政運営情報」という。）が記載されている。

(3) 本件行政運営情報について

ア 女性福祉相談員の配置人員等の情報について

(ア) まず、本件行政文書に記載されている市の女性福祉相談員の配置人員等は、DV・女性保護対策等支援事業に関するものであり、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(イ) 次に、女性福祉相談員は、各区及び支所に配置されており、DV被害等、女性の様々な悩みについて相談にのっていることから、上記 2(4) のとおり、加害者から、つきまといや脅迫行為等の危害を加えられるおそれがある。

そのような女性福祉相談員の業務の危険性に鑑み、各区及び支所においては、女性福祉相談員が安心且つ安全に業務が行えるように、DV相談等を受けている部署を運用上積極的に広報していない。

(ウ) また、女性福祉相談員の配置状況等といった各区及び支所におけるDV相談等の体制が公になると、相談者等が加害者との遭遇又は加害者からの報復を恐れて女性福祉相談員に相談することを躊躇したり、女性福祉相談員が委縮したりするおそれがある。

(エ) したがって、女性福祉相談員の配置人員等の情報が公になると、相談者等が安心且つ安全に相談し、女性福祉相談員が安心且つ安全に支援ができる環境を損なう等の危険性があり、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 職員個人の電子メールアドレスに関する情報について

(ア) まず、本件行政文書に記載されている職員個人の電子メールアドレスについては、職員が通常業務で使用しているものであり、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(イ) そして、当該電子メールアドレスは、本市の公式ウェブサイト等で一般に向けて公表されている情報ではない。

これらの情報が公になると、職務とは関係のない電子メールやウィルスメール等望まないメールが大量に届き、また、いたずらや偽計等に使用される等のおそれがあり、当該職員が行う市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第7条第1項第5号に該当しないとす
るものにとどまっており、本件行政運営情報を公にする利益について、具
体的な主張は認められない。

(5) したがって、本件行政運営情報を公にすることが、非公開とすること
により確保される適正な業務の遂行と比べ、優先されるべき利益となるとは
認められない。

(6) 以上のことから、本件行政運営情報は、条例第7条第1項第5号に該当
すると認められる。

8 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 2月24日	諮問書の受理
3月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月14日	実施機関の弁明意見書を受理
4月25日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
11月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久

別表 1

特定した行政文書の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報開示請求 ・ 個人情報一部開示決定通知書 ・ 児童手当に関する「証明書」交付申請書 ・ 養育里親研修の修了証書の交付について（依頼） ・ 平成 26 年度児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金の交付申請について ・ 平成 25 年度児童虐待・DV 対策等総合支援事業の事業実績報告について ・ 平成 26 年度児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金の変更交付申請について ・ 平成 25 年度小規模グループケア実施状況について ・ 平成 25 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書 ・ 平成 26 年度里親支援専門相談員を配置する施設の指定状況について ・ 平成 25 年度里親支援専門相談員による里親支援の実施状況について ・ 平成 26 年度母子生活支援施設広域入所促進事業実施施設指定状況について ・ 平成 25 年度母子生活支援施設広域入所促進事業実施状況について ・ 平成 26 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業指定状況について ・ 平成 25 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業指定状況について ・ 平成 26 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況について ・ 平成 25 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価用施設指定状況について ・ 平成 26 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書 ・ 平成 27 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書 ・ 被措置児童等虐待事例の分析に関するご協力について （平成 26 年 9 月 8 日） ・ 被措置児童等虐待事例の分析に関するご協力について （平成 26 年 10 月 17 日） ・ 被措置児童等虐待事例の分析に関する情報提供について （平成 27 年 1 月 13 日） ・ 平成 25 年度における被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査について ・ 平成 26 年次世代育成支援対策施設整備交付金の協議について ・ 平成 26 年次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養育施設）協議にかかる追加書類の提出について ・ 平成 26 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付申請について ・ 平成 26 年度次世代育成支援対策施設整備交付金による施設整備にかかる工事着工報告について ・ 平成 26 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の工事進捗状況報告について ・ 平成 25 年度発達障害者支援センター事業実施状況について

- 平成 25 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の事業実績報告について
- 平成 25 年度障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金に係る事業実績報告書
- 平成 26 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

別表 2

行政文書の一部を公開しない理由

1 条例第 7条第 1項第 1号に該当

請求文書のうち「個人情報開示請求書」、「個人情報一部開示決定通知書」に記載の住所、氏名、内容等、「児童手当に関する「証明書」交付申請書」に添付の里親氏名等、「養育里親研修の修了証書の交付について（依頼）」に記載の氏名住所、「平成26年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況について」に添付の文書記載の民間施設職員の氏名年齢最終学歴等、「被措置児童等虐待事例の分析に関するご協力について（平成26年 9月 8日付及び平成26年10月17日付）」、「被措置児童等虐待事例の分析に関する情報提供について」に添付の文書記載の施設種別、児童の現状、ケースの詳細、具体的内容、加害職員の特定につながる情報等については、特定の個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別できることはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものと認められるため、非公開とする。

2 条例第 7条第 1項第 2号に該当

請求文書のうち「平成26年次世代育成支援対策施設整備交付金の協議について」及び「平成26年次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設）協議にかかる追加書類の提出について」に添付の文書記載の印影については該当法人が事業活動を行う上での内部情報であり、これを公開することにより該当法人の事業運営に支障をきたすことと認められるため、非公開とする。

3 条例第 7条第 1項第 3号に該当

請求文書のうち「平成25年度母子生活支援施設広域入所促進事業実施状況について」に添付の文書記載の現員（世帯）等、「平成26年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業指定状況について」の添付文書に記載の夜間警備の内容等、「平成26年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況について」に添付の文書記載の特に保護・指導が必要な入所者数、「平成25年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況について」に添付の文書記載の指定する施設の入所の状況については、公にすることにより入所者の安全維持に支障を及ぼすおそれがあるため非公開とする。

4 条例第 7条第 1項第 5号に該当

請求文書のうち「平成25年度児童虐待・DV対策等総合支援事業の事業実績報告について」及び「平成26年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の変更交付申請について」に添付の文書記載の配置人員等については、市が行なう事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の性質上公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

「平成26年度次世代育成支援対策施設整備交付金の工事進捗状況報告について」及び「平成25年度における被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査について」に添付の文書記載の職員個人のメールアドレスについては、公にすることにより行政運営上の支障のおそれがあるため非公開とする。

請求文書のうち、知的障害者更生相談所から入手した文書、身体障害者更生相談所から入手した文書、精神障害（者）の診断基準（各精神障害ごと、判定手続き、臨床記述を含む）については、文書が不存在のため非公開とする。